

Ⅷ 第115号議案 指定管理者の指定の件（布引公園）

第 115 号 議案

指定管理者の指定の件（布引公園）

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定する。

令和8年2月17日提出

神戸市長 久 元 喜 造

1 公の施設の名称

布引公園

2 指定管理者

神戸市中央区北野町1丁目4番3号

神戸リゾートサービス株式会社

代表取締役 川上 豪

3 指定期間

令和8年4月1日から令和12年3月31日まで

理 由

布引公園の指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を経る必要があるため。

布引公園の指定管理者の指定について

1. 公の施設の名称

布引公園

2. 指定管理者

神戸市中央区北野町1丁目4番3号

神戸リゾートサービス株式会社

代表取締役 川上 豪

3. 指定期間

令和8年4月1日～令和12年3月31日

4. 債務負担行為

期間：令和7～11年度 限度額：1,207,000千円

5. 令和8年度予定額

指定管理料 301,552千円

6. 選定までのスケジュール

選定評価委員会 令和7年12月3日

7. 選定理由

布引ハーブ園の指定管理については、PFI事業である「新神戸ロープウェー再整備等事業」と一体で運営することとしており、当該PFI事業の事業期間に合わせ、平成21年12月2日から令和8年3月31日までの期間（約16年4か月）、神戸リゾートサービス株式会社が指定管理者として管理運営を行ってきた。

今後のPFI事業の実施にあたっては、令和12年前後に予定している神戸空港の国際定期便就航や、布引ハーブ園と掬星台を結ぶ新たなロープウェー構想の実現可能性の検討状況により、取り巻く環境が大きく変化することが予想される。このため、現時点で、長期的な魅力ある施設運営に向けた次期公募条件の確定が困難であることから、現在のPFI事業者との契約を令和12年3月31日まで4年間延長する。

これに伴い、指定管理者の選定については、「公の施設の指定管理者制度運用指針」及び同「運用マニュアル」が定める、公募によらず指定管理者を指定することができる場合のうち、「①PFI事業又はこれに準ずる事業により一定期間、施設の管理運営をする者を指定する場合」に該当するため、令和8年4月1日から令和12年3月31日まで4年間、公募外選定で現在の指定管理者を継続して選定する。

[公園施設概要]

(設置目的)

「香りと色と味わいの世界を実感できる舞台づくり」をテーマに、四季折々の香りと美しい花を楽しめる庭園を整備し、来園者に憩いや安らぎを与える。

(所在地)

神戸市中央区葺合町、加納町1丁目、北野町1丁目他

(施設内容等)

①施設内容：見本園、ラベンダー園、滝のレスト、四季の庭、香りの芝生、風の丘芝生広場、展望レストハウス（売店、レストラン、案内コーナー、研修室）、森のホール（多目的ホール、展示室）、グラスハウス（香りの温室、クラフトコーナー、喫茶コーナー、展示コーナー、スパイス工房、調理室）

②開園時期：平成3年10月

③敷地面積：約16ha

[事業全体の債務負担行為]

期間：令和7～11年度

限度額：PFI事業にかかる市の負担（索道設備の更新等） 263,000千円

公園の指定管理 1,207,000千円

合計 1,470,000千円

[公募によらず指定管理者を指定することができる場合]

- ①PFI事業又はこれに準ずる事業により一定期間、施設の管理運営をする者を指定する場合
- ②当該施設に併設する施設の運営法人等を指定する場合
- ③地域に密着した施設で地域人材を活用する場合
- ④専門的かつ高度な技術を有する者が客観的に特定される場合
- ⑤施設管理上緊急に指定管理者を指定しなければならない場合
- ⑥施設のあり方の検討、施設の廃止及び大規模改修の予定により、現在の指定管理者を継続して指定する（上限2年まで）場合
- ⑦市の施策推進の観点から合理的な理由がある場合